

「閲覧等の請求書(16号)」の書き方

この「閲覧等の請求書(16号)」は、国税通則法第97条の3の規定に基づき、担当審判官に対して、同法第96条第1項若しくは第2項に規定する証拠書類等又は同法第97条第1項第2号に規定する帳簿書類等について、閲覧又は写しの交付を求める場合に使用します。

- 1 審理関係人（審査請求人、参加人、原処分庁）の記入に当たっては、括弧内の該当箇所に○を付してください。
- 2 代理人が提出する場合は、審査請求人又は参加人の押印は必要がありません。
- 3 写しの交付には手数料が必要となります。手数料については、対象文書の枚数等により異なるため、後日、連絡します。（国税通則法施行令第35条の2）